

答 申 第 2 3 号

平成 2 6 年 1 0 月 2 7 日

鎌倉市長 松 尾 崇 様

鎌倉市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 安 富 潔

平成 2 6 年 2 月 2 0 日付け鎌政第 3 1 1 号で諮問のあった下記の事
案について、別紙のとおり答申します。

記

行政文書不存在決定処分に対する異議申立てについて

1 審査会の結論

平成26年1月6日付けで異議申立人が行政文書公開請求した「『自治体運営型通販サイトの開設中止』に係る経過が検証出来る文書一式(起案文書含む)」について実施機関鎌倉市長が平成26年1月20日付けで行った行政文書不存決定処分は、妥当である。

2 異議申立ての主張の要旨

(1) 本件異議申立ての経緯

本件異議申立ては、次のような経緯で行われた。

ア 行政文書公開請求書の提出

異議申立人は、平成26年1月6日付けで鎌倉市情報公開条例(平成13年9月28日条例第4号。以下「条例」という。)に基づき、実施機関鎌倉市長(以下「実施機関」という。)に対し、「『自治体運営型通販サイトの開設中止』に係る経過が検証出来る文書一式(起案文書含む)」について行政文書公開請求(以下「本件請求」という。)を行った。

イ 本件処分について

実施機関は、平成26年1月20日付け鎌倉市指令政第55号で行政文書不存決定処分(以下「本件処分」という。)を行った。

ウ 異議申立書の提出等

異議申立人は、本件処分に対し、平成26年1月21日付けで、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)に基づき、異議申立てを行った。

(2) 異議申立ての趣旨

異議申立てに係る処分を取り消すとの決定を求めるものである。

(3) 異議申立ての理由

異議申立人から平成26年3月12日付けで提出された意見書、同年8月25日及び同年9月8日付けで提出された補充意見書並びに平成26年9月22日実施の口頭意見陳述における主張を総合すると、異議申立ての理由は、次のとおりである。

ア 2013年12月20日付け東京新聞では「鎌倉市『通販サイト』開設前に中止」とあるように、軽易な事案と言えず、その裏付けとなる文書が不存であることは、平成24年12月

3日付け鎌倉市情報公開・個人情報保護審査会答申第15号の付言を実施機関は真摯に受け止めず、情報公開制度の本質を理解していないと言える。

イ 平成26年1月20日付け鎌倉市指令政第55号行政文書不
存在決定通知書の行政文書が存在しない理由では「請求のあり
ました内容について作成された行政文書は、存在しません。」と
している。条例第10条第2項では「前項の場合において、公
開決定等の内容が公開請求に係る行政文書の全部を公開する
とき以外は、その理由を併せて通知しなければならない。」と規定
されているが、理由付記としては、必要かつ十分条件を満たし
ておらず、本件処分は、理由付記の要件を欠き違法不当である。

ウ 鎌倉市行政文書管理規則第3条第1項において、「事務処理に
当たっては、処理の内容（行政文書を管理するために必要な事
項を含む。）を行政文書として記録しなければならない。ただし、
事務処理に係る事案が軽易な場合は、この限りでない。」として
いる。この規則に照らせば、本件請求事案は軽易とは言えず、
実施機関は事務執行断念に至った諸般の事情を市民に説明する
責任があり、対象文書が不存在であることは不当である。

3 実施機関の行政文書不存決定理由説明要旨

平成26年3月6日付けで提出された行政文書不存決定理由説
明書及び同年7月28日実施の実施機関の口頭による決定理由説明
を総合すると、実施機関が行政文書不存決定処分とした根拠は、
次のとおりである。

本異議申立てに係る自治体運営型通信販売サイト構築運営事業
（以下「本事業」ということがある。）については、市議会や総務常
任委員会において長時間にわたる質疑応答がなされ、平成25年1
2月定例会における総務常任委員会では本業務を実施するかどうか
を巡り議事が中断するような状態であった。この状態を打開すべく、
市長が議長と面談した際に、口頭で同業務の今年度執行を断念する
旨の意向を伝え、議長から総務常任委員会に報告が行われたもので
ある。この市長の意思決定は行政運営にあたり非常に緊急を要する
重要な判断を、行政組織のトップである市長が自ら決定した事案で
あり、実施機関の職員に事前に連絡があったものではないことから、

市長の意思決定に係る行政文書を実施機関の職員があらかじめ作成することは不可能であった。また、市長の意思決定がされた後については、改めて実施機関の職員が事務取扱の決定に関する決裁を仰ぐ必要がないこと、また市長の決断について追認を行う必要が無いと判断したことから、請求のあった行政文書は作成していない。

4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人及び実施機関から各々の主張を聴取した結果、次のように判断した。

(1) 本件請求に係る対象文書について

本件請求に係る対象文書は、「自治体運営型通信販売サイト構築運営事業」中止の経過が検証できる行政文書一式(起案文書含む)である。

当審査会は、本件対象文書について行政文書不存在とした実施機関の処分について、以下、検討する。

(2) 行政文書不存在について

異議申立人は「本件請求事案は軽易とは言えず、実施機関は事務執行断念に至った諸般の事情を市民に説明する責任があり、対象文書が不存在であることは不当である。」と主張している。

実施機関からの事情聴取を行ったところ、実施機関である市長が本事業の中止を表明した平成25年12月19日の時点では、実施機関の職員は本事業について契約の変更手続き等を行い、事務の継続を行うための手続きを行っていた。しかし、本事業について総務常任委員会での質疑が紛糾し、議会運営に支障が出たことから、総務常任委員会の会期中に、市長が本事業の年度中執行断念を決断し、総務常任委員会において議長を通じて本事業の中止の意思を報告した。このため「中止に係る経緯」については、実施機関である市長自らが決断したものであり、実施機関の職員が事前に作成することは不可能であった。

したがって、行政文書不存在とした処分は妥当であると判断する。

また、市長自らが本事業の中止を決断した後に、弁護士との相談記録や本事業の契約者との打合せ記録等を作成しているが、い

いずれも本件請求後に作成された行政文書である。

条例では、請求時点で保有しているものを「行政文書」と定め（条例第4条）、公開請求の対象となるのは請求時点で実施機関が保有する行政文書である。本件請求がなされた時点で存在する行政文書を対象として処分を行った実施機関の判断は妥当である。

異議申立人は、実施機関の事務分掌や事務処理が不適切である旨主張するが、当審査会は、実施機関の処分の妥当性について調査、審議する機関であり、異議申立人の主張は失当である。なお、異議申立人のその余の主張は、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

以上のとおりであるので「1 審査会の結論」のとおり判断する。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

(別紙)

処 理 経 過

年 月 日	内 容
26 / 1 / 6	行政文書公開請求書が提出される
1 / 20	行政文書不存在決定通知書送付
1 / 21	異議申立書が提出される (担当課：政策創造担当)
2 / 20	審査会に対し諮問
2 / 21	実施機関に対し、行政文書不存在決定理由説明書の提出要請
3 / 6	行政文書不存在決定理由説明書を受理
3 / 10	異議申立人に対し、行政文書不存在決定理由説明書の写しを送付及び意見書の提出要請
3 / 12	異議申立人から意見書を受理
3 / 13	実施機関に意見書(写)送付
5 / 26	第54回審査会で概要報告
7 / 28	第56回審査会で審議 (実施機関からの口頭による決定理由説明)
8 / 25	異議申立人から補充意見書を受理
8 / 27	実施機関に補充意見書(写)送付
9 / 8	異議申立人から補充意見書2を受理
9 / 10	実施機関に補充意見書2(写)送付
9 / 22	第57回審査会で審議 (異議申立人からの口頭による意見陳述)
10 / 27	答申(答申第23号)